

令和 6 年度
事 業 計 画 書



社会福祉法人みなかみ町社会福祉協議会

社会福祉法人みなかみ町社会福祉協議会の

使命、経営理念、基本方針

1. 使命

みなかみ町社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会づくり」を推進することを使命とします。

2. 経営理念

みなかみ町社会福祉協議会は、この使命を達成するために、以下の経営理念に基づき事業を展開します。

- ① 地域住民を主体とした「ともに生きる豊かな地域社会」の実現
- ② 誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる福祉サービスの実現
- ③ 地域住民及び福祉関係者の協働による包括的な支援体制の構築
- ④ 地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス、活動の創出
- ⑤ 持続可能で責任ある自立した組織経営

3. 基本方針

みなかみ町社会福祉協議会は、「地域住民」「社会福祉を目的とする事業を経営する者」「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、上記経営理念に基づく以下の基本方針により経営を行う。

- ① 地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たし、地域社会の支持・信頼を得られるよう、積極的な情報発信を図る。
- ② 事業の展開にあたって、「連携・協働の場」（プラットフォーム）としての役割を十分に發揮し、地域住民や関係機関・団体等、あらゆる関係者の参加と協働を徹底する。
- ③ 事業の効果測定やコスト把握等の事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自立した経営を行う。
- ④ すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守する。

令和6年度社会福祉法人みなかみ町社会福祉協議会事業計画

【基本理念】

「ともに生きる豊かな地域社会づくり」の推進

【基本方針】

地域福祉の推進役として市町村社会福祉協議会が社会福祉事業法（2000年に社会福祉法に名称変更）に法制化された1983年（昭和58年）から40年を経過し、社会福祉協議会の役割も時代とともに変わってきました。地域の組織化、福祉教育、ボランティア活動の推進、在宅福祉サービスの展開、介護保険サービスの提供。近年では、防災に対する取り組みや災害ボランティアセンターとしての役割も求められています。

みなかみ町においては11.9%（1980年）であった高齢化率は既に40%を超え、人口は28,000人から1万人あまり減少しています。コロナ禍以降、行事の縮小や中止があり近隣の交流も少なくなり、また学校の統合、商業施設等の減少もあり、地域の姿が大きく変わってきています。

そのような状況の中、非常に厳しい財務状況にある当会の役割を改めて確認し、事業内容を精査し、経営基盤の立て直しを図ります。地域のサービスとして定着している介護保険事業、障害福祉サービス事業の適正な運営を図るとともに、行政、行政区、民生委員児童委員協議会、関係機関などとの連携を深め、地域福祉の公私の協働についても十分に検討する中で、住民同士の支えあいを大切にして、基本理念として掲げた「ともに生きる豊かな地域社会づくり」の推進をはかり、下記の事業を重点項目として展開していきます。

【重点項目】

1. 経営基盤の強化

- ・財務状況の改善
- ・中長期計画の策定

2. 安心して暮らせるまちづくりの推進

- ・介護保険事業の充実
- ・成年後見制度利用促進事業における中核機関の受託実施（新規事業）

3. 地域住民、福祉関係者とともにすすめるまちづくりの推進

- ・子育て世帯訪問事業の受託実施（新規事業）
- ・住民参加の福祉サービスの充実強化

【主要事業】

I 法人運営部門

1. 会務の運営

法令遵守等により適切な法人運営や事業運営を行うために、総合的な企画や各部門間、本所・支所間などの連絡調整を行い社協全体の運営・管理業務にあたります。

2. 経営基盤の強化・職員体制の整備、資質向上

安定した運営のために中長期計画を策定し、財務状況の改善を図るとともに、職員の効率的な配置及び資質の向上をはかります。

3. 自主財源の確保

住民の皆さんや法人・団体の皆さんに事業への参加をいただき、さらに会員としてご協力いただけるよう事業周知に取り組みます。また、公共性の高い地域福祉推進の中核的組織であることを重視し、地域福祉推進の為の補助金・受託金の継続的な要望を働きかけます。

II 地域福祉事業

「ともに生きる豊かな地域社会づくり」の実現に向けて住民の皆さまの参加と協力をいただきながら元気に暮らせるまち、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

1. 地域福祉推進事業

(1) 福祉情報の収集とニーズ調査及び実態把握

地域福祉事業及び介護保険事業を通じて得られる生活課題並びにニーズ調査等により、地域の実態把握に努めます。

(2) 生活支援体制整備事業（みなかみ町委託事業）

高齢になっても安心して暮らせる仕組みづくりのために生活支援コーディネーターが住民の皆さんや福祉関係者の参加と協力をいただき、地域生活・ネットワーク部会を開催して生活支援の充実をはかります。

(3) 福祉用具等貸与事業（介護用ベッド、車いす等）

急なケガなどで福祉用具が必要な方に介護用ベッド、車いすなどを貸出します。

(4) 生活福祉資金貸付（県社協委託事業）・高額療養費つなぎ資金貸付

群馬県社会福祉協議会が実施する低所得世帯、高齢者または障害者世帯に対する貸付制度である生活福祉資金の貸付事務を行います。

(5) 高額療養費つなぎ資金貸付

国民健康保険加入者の高額療養費の自己負担分の一部を貸し出します。

(6) 日常生活自立支援事業（県社協委託事業）

認知症や障害などで判断能力が不十分な人が、地域や家で自立した暮らしができるよう福祉サービスの利用や金銭管理などを支援します。

(7) 思いやり駐車場利用証交付事務

群馬県が実施する「思いやり駐車場」の利用証の交付事務を実施します。

(8) 法人後見事業の実施

後見業務を受任し、成年被後見人等の権利を擁護します。

(9) みなかみ町成年後見サポートセンターの受託運営（新規事業）

認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように関係機関と連携して成年後見制度や権利擁護に関する事業を活用し支援します。

(10) 相乗りで買物（かいタク）事業の実施

食料品の買物にタクシー相乗りで運賃を安く行けるよう支援します。

(11) 生活援助従事者研修の実施（新規事業）

生活支援の従事者確保のため、研修会を実施します。

2. 生活困窮者支援等地域づくり事業（みなかみ町委託事業）

身近な地域において、誰もが安心して生活が維持できるよう、地域住民相互の支えあいによる共助の取り組みの活性化、支援が必要な人と地域とのつながりを適切に確保し、地域全体で支える基盤を構築します。

(1) 「福祉ふれあいフェスティバル」の開催

地域住民への福祉活動等の啓発を目的として「福祉ふれあいフェスティバル」を開催。（2024年10月20日予定）。

小中学生福祉作文・ポスターコンクールの表彰のほか、ボランティア活動が顕著な方へのボランティア顕彰、在宅介護者への功労者表彰、福祉活動に対する感謝状の贈呈を行います。

(2) いつでも行くことができる居場所づくり

わら細工の家などを活用した地域の居場所づくりを推進します。

(3) 福祉アンケートの実施

地域住民を無作為に抽出し、「みんなが暮らす町づくり」をテーマに、困っていること、今後の希望等のアンケート調査を行います。

(4) 活躍できる場の創出

刈払機講習会等を開催して社会参加の促進をはかり、地域で活躍できる場を創出します。

3. 福祉事務所未設置町村相談事業（みなかみ町委託事業）

地域生活課題を抱える地域住民、その世帯に対する包括的な支援体制を整備するとともに、相談者の属性や世代に関わらず相談の受け止めや関係機関との協働による世帯全体への必要な支援を行います。

(1) 相談窓口の設置

来所者の相談を受け付け、必要に応じ他制度や他機関へつなぐ。また自ら相談

に訪れることが困難な場合、相談支援機関等とも連携しながら訪問支援等行う。

(2) オンライン相談の実施

当会のホームページに相談フォームで、迅速に相談を受け付け解決に向け支援機関等に繋げるよう相談支援の啓発・拡充に努めます。

(3) フードバンク事業の拡充

企業や個人等から寄付された食料品や日用品を、生活困窮者等で必要とする人に届けます。

4. 重層的支援体制整備事業(みなかみ町委託事業)

対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対する包括的な支援体制を整備します。

(1) 多機関協働事業

複合化・複雑化した支援ニーズに対応する支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援機関の役割分担、支援の方向性の整理等行う調整機能の役割、また直接的な支援も行います

(ア) なんでも福祉相談事業

地域住民の困りごとについて対象を限定せずに一旦受け止めること、必要に応じて適切な支援先につないだり、法人内や地域内のネットワークを活用して困りごとに対応していく。県社協が実施している事業で、みなかみ町社協も登録している。

(イ) 社会福祉法人等連絡会

町内の社会福祉法人相互の親睦、連絡調整、及び地域の福祉課題解決に向けた公益活動の推進と各法人等の運営する事業内容の充実発展を目的とする連絡会。社会福祉法人会員とネットワーク会員（本会の目的に賛同する町内の医療法人、介護事業者及びその他関係機関・団体）

(ウ) 法律相談

地域住民の相談事に対して、群馬県弁護士会の弁護士を派遣。予約制。

(エ) 心配ごと相談

民生委員、人権擁護委員、行政相談委員の3名が地域住民の相談にのる。予約制。

(オ) 見守り安心サポーター事業の拡充

地域の緩やかな見守り役「見守り安心サポーター」の啓発に努め協力者の拡充を図り、地域の安心を拡げる。

(カ) 福祉協力店の推進・拡充

地域住民が気軽に立ち寄れ、気軽に相談できる場所として登録。相談内容等は当会への連絡を主業とし、相談内容により他の関係団体へ繋ぐ。

(2) 参加支援事業

地域の社会資源や支援メニューとのコーディネート、また既存の社会資源の拡充、誰もが容易に社会参加できる場所や会などの提供を行い、社会とのつながりに向けた支援を行います。

(ア) ふれあいきいきサロン推進事業

公民館（集会所）とでその地域住民が集まってレクリエーションや体操等を行い自主的な居場所づくり・仲間づくりの活動が、各地域で行えるよう立ち上げや運営に関し補助をする

(イ) 各団体等の運営事務

老人クラブ（町・支部）、母子会、身体障害者福祉協会、更生保護女性会、遺族会、共同募金会等の団体の運営事務を行う。

(ウ) 地域住民の福祉ボランティア活動の普及を目的に下記の事業を行う。

- ・ボランティアセンター運営委員会の開催
- ・ボランティア育成研修・養成講座の開催
- ・ボランティアポイント制度の拡充・人材育成
- ・ボランティア派遣の活性化
- ・ボランティアコーディネーターの配置及び相談事業
- ・ボランティアの啓発・普及・登録・紹介事業の充実
- ・視覚障害者用町報朗読テープの配布
- ・収集・回収事業の実施（エコキャップ等）
- ・障害児（者）支援事業の拡充
- ・水上地区除雪ボランティア運営事務
- ・愛のチャリティー芸能大会の開催
- ・月夜野ボランティア連絡協議会の事務

(エ) 学びの教室・研修会

- ・スマホ教室（初心者・中級者向け）の開催
- ・eスポーツ体験会の開催

(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

支援関係機関等の連携や地域住民とのつながりを構築し、潜在的なニーズを抱える一人ひとりに対し、時間をかけた丁寧な働きかけを行い、良好な関係性を作ります。

(ア) 友愛訪問事業

見守りを希望する一人暮らし高齢者を定期的に見守ります。

(イ) 訪問活動事業（ニーズを抱える住民の発掘）

ニーズを抱える住民への信頼関係の構築、つながりの形成に向けた継続的な支援を行います。

5. 共同募金配分金・歳末たすけあい募金活用事業

(1) 共同募金配分金事業

(ア) 在宅介護者リフレッシュ事業

在宅で介護している方に対して、マッサージ治療等によるリフレッシュ事業を実施します。

(イ) 福祉作文・ポスターコンクールの実施

普段から福祉に关心を持つこころを育むために、小中学生、高校生を対象とした福祉作文・ポスターコンクールを実施します。

(ウ) 福祉教育推進（福祉協力校助成）事業

各小中学校及び利根商業高等学校へ福祉教育に対する助成を行うほか、活動の内容を支援します。

(エ) 福祉車両貸出助成事業

みなかみ町社会福祉協議会と提携しているレンタカー業者から福祉車両を借りた場合の利用料に対して助成します。

(オ) 広報啓発活動事業

広報誌「ひだまり」発行

(2) 歳末たすけあい募金活用事業

(ア) 歳末ひとり暮らし高齢者特別給食（歳末まごころ便）事業

ひとり暮らしの高齢者を対象に、募金した皆様の気持ちを特別給食『歳末まごころ便』として民生委員さんの協力によりお届けします。

(イ) 歳末二人暮らし高齢者特別給食（たかさご弁当）事業

二人暮らしの高齢者世帯（夫婦等ともに85歳以上）を対象に、「たかさご弁当」としてボランティアさんがお届けします。

(ウ) 一人暮らし高齢者昼食会

一人暮らし高齢者同士の交流会として、温泉保養や昼食会を開催します。

III 福祉サービス利用部門

福祉サービス利用部門は、町からの受託事業を中心に生活支援に向けた福祉サービスの提供、サービス利用の援助や地域での相談、支援活動、情報提供、連絡調整など、下記事業を行います。

1. みなかみ町保健福祉センターの管理（みなかみ町指定管理運営業務）

・地域住民誰もが利用でき、地域住民同士の社会的なつながりの希薄化や生活課題の複雑・多様化が進んでいる中、誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりのために、小地域を基礎とした近隣の見守り・助け合い活動や福祉ニーズの発見・把握・災害時の対応など地域の拠点施設として管理運営を行います。

2. みなかみ町地域包括支援センターの運営（みなかみ町委託事業）

地域包括支援センターを受託し、下記業務を実施するほか、指定介護予防支援事業を行う。

・総合相談支援業務

- ・権利擁護業務（高齢者支援ネットワーク・成年後見制度利用支援事業）
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ・介護予防マネジメント（第1号介護予防事業）

3. みなかみ町立水上児童館の運営（みなかみ町指定管理運営業務）

- ・遊びを通し心身の健康の増進、情操を豊かにできるような育成活動を行います。
- ・遊びの中で考え、決断し、行動し、責任をもつという自主性・社会性・創造性を身につけられるよう、個々のペースに応じ援助支援を行っていきます。
- ・子育て中の親同士の情報交換の場の提供、相談内容に応じ福祉サービス等の紹介も行っています。

4. 介護予防、認知症予防事業

- ・健康教室…運動を目的に月に1度公民館等で開催。
- ・認知症カフェ…認知症予防を目的とした茶会を週に1回開催します。
　　のぞみ館会場：毎週水曜日午後2時から4時
　　ふれあい交流館会場：毎週木曜日午後2時から4時
- ・お出かけ俱乐部（送迎付き健康教室）…生活機能訓練を目的に開催。
- ・買物 de 介護予防…体操と買物を組み合わせた教室
- ・介護予防サポート一活動支援事業
　　地域で活躍するための知識や運動等を学ぶための講演、研修会等を開催。
　　連絡協議会：年5回
　　会場：みなかみ町保健福祉センター

5. 自立支援型ホームヘルプサービス

一人で生活することが困難な方に週に1回程度家事支援等を行います。

6. ひとり暮らし高齢者給食宅配サービス

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等に、週1回お弁当をお届けします。

7. みなかみ町高齢者等紙おむつ支給事業

紙おむつの購入金額に町と社協が助成して販売します。

IV 在 宅 介 護 サ ー ビ ス 部 門

在宅介護サービス部門は、介護保険法や障害者総合支援法の指定事業者としての介護サービス、障害福祉サービスなどの多様な在宅介護サービスを提供します。

1. 居宅介護支援事業

- (1) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業に基づく介護予防ケアマネジメント業務
　　ケアマネージャー（介護支援専門員）が要介護認定等を受けた利用者の依頼を受

け、利用者、家族の心身の状況及び生活に対する意向や要望等を面談にて把握し、複数事業所の紹介や説明をした上でケアプラン「居宅サービス計画書」を作成し、各種福祉サービスをはじめ保健医療サービス等を適切に利用できるよう、他機関との連絡調整を行います。

(3) 要介護認定調査事業

町からの委託を受け、当該調査対象者に対し、要介護認定調査を実施し、期日までに調査結果を報告（提出）します。

【事業所の名称及び所在地】

- ・みなかみ社協ケアプランセンター（みなかみ町新巻 301 番地 1）
- ・水上居宅介護支援事業所（みなかみ町阿能川 1059 番地 1）

2. 訪問介護事業等

- (1) 介護保険法に基づく訪問介護事業
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス
- (3) 障害者総合支援法に基づく居宅介護・重度訪問介護・同行援護
- (4) みなかみ町自立支援型ホームヘルプサービス（受託事業）

上記の事業で、訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者宅を訪問し、身体介護または生活援助のサービスを提供します。

(5) 福祉有償運送事業

(1)～(4)のサービスに合わせて一人で移動することが困難で一人でタクシーなどの公共交通機関を利用することが困難な方を病院等へ送迎します。

(6) 子育て世帯訪問事業 ヤングケアラー支援や生活困窮世帯等への訪問。

【事業所の名称及び所在地】

- ・みなかみ社協ヘルパーステーション（みなかみ町新巻 301 番地 1）

3. 通所介護等事業

- (1) 介護保険法に基づく通所介護事業
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービス
- (3) 障害者総合支援法に基づく基準該当生活介護事業

3カ所の通所介護事業所において、健康チェック、入浴、食事、機能訓練、余暇活動等の日常生活上の介護を行い、心身機能の維持、回復をはかります。

【事業所の名称及び所在地】

- ・デイサービスセンターほたるの苑（みなかみ町月夜野 118 番地）
- ・水上デイサービスセンター（みなかみ町阿能川 1059 番地 1）
- ・新治ふれあいセンター（みなかみ町新巻 301 番地 1）

4. 就労継続支援B型事業

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所（就労継続支援B型事業）で、雇

用契約に基づく就労が困難な障害をお持ちの方等が、軽作業などの就労訓練を行うことができる福祉サービスです。就労訓練の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の維持や向上が期待されます。

- ・ 通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方は、一般就労等への移行に向けて支援します。
- ・ 平均工賃が工賃控除程度の水準（月額3,000円程度）を上回ることが事業者指定の要件です。
- ・ 事業者は、平均工賃の目標水準を設定し、実績と併せて都道府県知事へ報告、公表します。
- ・ 利用期間の制限はありません。

【事業所の名称及び所在地】

障害福祉サービス事業所 ぴっころ（月夜野 644 番地 2）

V 公 益 事 業 部 門

公益事業部門は、多様な福祉ニーズに基づき、社会福祉事業に支障のない公益性の高い事業を町・県から受託し事業を運営します。

1 生活困窮者自立支援事業（群馬県委託事業）

生活全般にわたる困りごとの相談窓口となり、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、ほかの専門機関と連携して、解決に向けた支援を行う。

必須事業

（1）自立相談支援

どのような支援が必要か、相談者と一緒に考え具体的なプランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う。

- ・ 就労支援

就労するための支援制度や支援機関の紹介、情報提供、同行、手続き申請の支援等を行います。

- ・ 生活支援

お金や住まいに関する支援制度や支援機関の紹介、情報提供、同行、手続き申請の支援等を行います。

（2）住居確保給付金の支給

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。

生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

2 子どもの生活・学習支援事業（群馬県委託事業）

（1）居場所の提供

子どもたちが安心して過ごしながら学ぶことができる場所を提供し、基礎学力の定着・社会性・将来の進路選択の幅を広げられるようサポートします。

（2）生徒等の生活習慣・学習習慣の確立や学習意欲の向上

「勉強を教わる」のではなく、「勉強の仕方を学ぶ」ことで自主的に学習計画を立てられるようになり、自ら主体的に学習する習慣が身につくようにサポートし、家庭での学習習慣の定着や勉強への苦手意識の克服を目指します。

（3）コミュニケーションを育む

5教科の学習だけでなく、ゲームやサークル対話などを通して、意欲・社会性・コミュニケーションを育むカリキュラムも教室内で取り入れ、夢や目標を持つこと、他人を思いやれる心や、自分の意見を周りに伝えられる力を身につけることを目指しています。